

横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び青葉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、「提案書作成要領」(別紙1)による。

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価は「提案書評価基準」(別紙2)により行う。特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市青葉区の居住に関する魅力記事制作掲載業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を別に設置し、プロポーザルの評価を行う。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は青葉区職員で構成し、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 総務課長(青葉区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員)

副委員長 地域振興課長(青葉区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員)

委員 区政推進課長

高齢・障害支援課長(青葉区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員)

こども家庭支援課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

- 5 委員長は、評価結果を青葉区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和8年7月28日から施行する。